

保護者の皆様へ

つくばみらい市長 小田川 浩
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛要請期間
および緊急特別保育期間の延長について (第4報)

日頃より、市保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みに対しましても、多大なるご理解とご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、4月24日に茨城県は、未だ事態の収束が見込めないとして、県立学校の休校期間を5月末まで延長することを発表しました。

つきましては、本市においても、引き続き感染拡大防止を図るため、すでにお知らせしております保育施設利用の自粛要請及び緊急特別保育の実施に係る期間を、5月31日まで延長することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、大変なご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解・ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の市内の感染状況等によっては、臨時休園の判断をはじめ、市の対応を急きょ変更する場合もございますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 緊急特別保育実施期間 (変更点)

変更前：令和2年5月10日(日) → 変更後：令和2年5月31日(日)まで
(感染状況によっては、期間を延長する場合があります)

2 対象施設

市内すべての認可保育施設(保育所、保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育)

3 保育料の取扱い

(1) 市で徴収している施設の場合(保育所(園))

- ① こども課で、通常どおり保育料を徴収します。
- ② 施設からこども課へ、児童ごとの出席日数を報告いただきます(月ごと)
- ③ 出席日数をもとに、こども課で日割り計算し、後日保護者へ還付します。

※ 還付時期等が決まりましたら、ご案内いたします。

(裏面へ)

(2) 自園徴収している施設の場合（認定こども園，小規模保育施設，家庭的保育施設）

- ①施設からこども課へ，児童ごとの出席日数を報告いただきます（月ごと）
- ②出席日数をもとに，こども課で日割り計算し，後日施設へ還付額を提示します。
- ③施設から，保護者の方へ還付します。（翌月の保育料に充当される場合もあります。）

4 給食費の取扱い

ご利用の施設にご確認ください。

※当初，保育料と同様に一律に日割り計算を想定しておりましたが，国から「食材の調達費や配膳計画により経費の縮減が可能な場合は，給食費の徴収額も減額して，保護者の利用負担軽減を図ることが考えられる」とされておりますので，施設ごとでの対応になることに，ご理解くださいますようお願いいたします。

5 「緊急特別保育」利用の手続き

別添の，5月末まで対応した「緊急特別保育利用届出書」を施設へご提出ください。

すでに，5月9日まで対応分の届出書を提出されている方のうち，延長した期間で保育を必要とする場合は，追加分としてご提出ください。

6 ご利用にあたって

- ・各施設における検温等の健康確認のルールをお守りください。また，同居のご家族に，発熱，咳または倦怠感等の体調不良の方がいらっしゃる場合は，ご利用をお控えください。
- ・送迎の際には，マスク着用等による感染拡大防止対策のご協力をお願いいたします。

7 ご質問・お問合せ

情報の混乱を避けるため，ご利用の施設にお問い合わせください。受け付けた施設から市へご提供いただき，必要に応じて直接または施設へ回答させていただきます。（お時間をいただく場合があります）

<連休中のお願い!!>

次の場合は，連休中であっても施設の緊急連絡先にご連絡をお願いいたします。

- 利用児童，保護者または同居の家族がPCR検査を受けた（受けることになった）
→「誰が，いつ，検査を受けるか」をお伝えください。